

事例番号:310294

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 29 週 0 日

3:30 性器出血あり搬送元分娩機関を受診、安静のため入院

4) 分娩経過

妊娠 29 週 0 日

11:20 羊水過少(前期破水疑い)、切迫早産の診断で当該分娩機関に母体搬送され入院

妊娠 29 週 3 日

3:30 陣痛開始

8:05 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎(グレード 1)、臍帯炎(グレード 3)の所見

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 3 日

(2) 出生時体重:1192g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、PCO₂ 不明、PO₂ 不明、HCO₃⁻ 不明、BE 不明

(4) Apgar スコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児、呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 54 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 3 名

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、未熟性を背景に、出生前後の循環動態の変動による脳の虚血(血流量の減少)が生じたことにより脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症した可能性があると考えられるが、その循環動態の変動がいつどのよう
に生じたかを解明することは困難である。

(2) PVL の発症には、高サイトカイン血症の関与が考えられるが、具体的にどの程度関
与したかを解明することは困難である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 29 週 0 日 3 時 30 分の搬送元分娩機関受診時の対応について、医師による診療録の記載がないため評価できない。また、医師の記録がないことは

一般的ではない。

- (2) 搬送元分娩機関入院後の対応(超音波断層法実施、リトリン塩酸塩注射液投与、抗菌薬投与、血液検査実施、分娩監視装置装着)および羊水過少(前期破水疑い)、切迫早産の診断で母体搬送としたことは一般的である。
- (3) 当該分娩機関入院後の対応(リトリン塩酸塩注射液の継続・増量、超音波断層法実施、ベクタゾリン酸エステルナトリウム注射液・抗菌薬の投与、バイタルサイン測定、分娩監視装置装着、血液検査実施)は一般的である。
- (4) 妊娠 29 週 3 日 7 時 00 分にヘットコンプレッションが頻発し医師に連絡したこと、7 時 10 分に分娩室に入室したことは、いずれも一般的である。
- (5) 妊娠 29 週 3 日 7 時 00 分以降、子宮収縮抑制薬(硫酸マグネシウム水和物 ブトウ糖注射液、リトリン塩酸塩注射液)の投与を中止したこと、胎児心拍数が下降し酸素を投与したことは、いずれも一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊産婦が早産期に出血主訴で受診した際に医師が診察を行った場合、観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。
- イ. 分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、実際の時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。臨床経過を正確に確認するためには、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

(2) 当該分娩機関

臍帯動脈血ガス結果報告書の保存または診療録への記載を行うことが望ま

れる。

【解説】本事例では、診療録に臍帯動脈血ガス分析の値が pH 以外記載されず、検査結果報告書についても破棄されていた（原因分析に係る質問事項および回答書より）。分娩時の低酸素を評価する際には、臍帯動脈血ガス分析では pH の他に BE などの検査値も判断の根拠とされることがあるため、検査結果報告書の保存または診療録への記載を行うことが重要である。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。